

定 款



一般社団法人
新渡戸文化学園同窓会
(旧称 東京文化学園)

〒164-8638 東京都中野区本町6丁目38番1号

同窓会直通 03-6382-8614・FAX 03-6382-8615

同窓会e-mail dosokai_nitobebunka@titan.ocn.ne.jp

学園代表 03-3381-0196(内線2232)

学園URL <https://nitobebunka.ac.jp/>

平成30年3月26日 作成

平成30年3月29日 公証人認証

平成30年4月 2日 会社成立

第1章　総　　則

第1条　(名称)

この法人は、一般社団法人新渡戸文化学園同窓会（以下「本会」という。）と称する。

第2条　(事務所)

本会は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

第3条　(目的)

本会の目的は次の通りである。

- (1)会員の相互の親睦をはかること
- (2)会員の知徳を高め社会に貢献すること
- (3)母校の隆盛をはかること

第4条　(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)会員名簿の作成
- (2)会報の発行
- (3)同窓会総会の開催
- (4)会員の福利厚生
- (5)新渡戸文化学園との連携と支援
- (6)その他本会の目的を達成するために必要な事業

2. 本会は地方支部を置くことができる。

第5条　(広告の方法)

本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章　会　　員

第6条　(会員の資格)

本会の会員は次の資格を備える者とする。

会員は次の学校の卒業生とする。

1. 東京女子経済専門学校（前身の女子経済専門学校及び女子文化高等学院を含む）
 2. 新渡戸文化短期大学（前身の東京文化短期大学を含む）
 3. 新渡戸文化短期大学臨床検査学科（前身の東京文化医学技術研究室、東京文化医学技術学校及び東京文化医学技術専門学校を含む）
 4. 専門学校東京文化学園ビジネスアカデミー
 5. 東京女子経済専門学校附属高等女学校（前身の成美高等女学校を含む）、新渡戸文化高等学校（前身の東京経専高等学校及び東京文化高等学校を含む）、新渡戸文化中学校（前身の東京経専中学校及び東京文化中学校を含む）
 6. 新渡戸文化小学校（前身の東京経専小学校及び東京文化小学校を含む）
- ただし、中途退学者で理事会において推薦されたものは会員になることができる。

第7条（入会）

前条に掲げる資格を有する者は、入会の手続きを経ることなく会員となる。

第8条（会費）

会員は、別に定める会費を納めなければならない。

2. 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第9条（退会）

会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第10条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第11条（会員の地位の喪失）

前2条のほか、会員は次の事由によって、その地位を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡し、または本会が解散したとき

第3章 代議員

第12条（代議員）

本会の会員のうち、20名以上85名以内の人数をもって選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2. 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は理事会において定める。
3. 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、他の会員1名の推薦をもつて前項の代議員選挙に立候補することができる。
4. 第2項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。
5. 第2項の代議員選挙は、4年に1度実施することとし、代議員の任期は、選挙後最初の4月1日から選任の4年後に実施される代議員選挙終了後最初の3月31日までとする。ただし、代議員が代議員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。）。
6. 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
7. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1)当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2)当該候補者を1人または2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3)代議員につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
8. 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。
9. 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項の権利（書面による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (7) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (8) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (9) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第13条（任意退任）

代議員は、別に定める代議員退任届を提出することにより退任することができる。

第14条（解任）

代議員が本会の名誉を傷つけ、または代議員としての義務を怠り、若しくは第3条の目的に反する行為をしたときは、代議員総会の決議を経て、その代議員を解任することができる。

第15条（代議員の地位の喪失）

前2条の場合のほか、代議員は次の事由によって、その地位を喪失する。

- (1) 第9条、第10条及び第11条により会員の地位を喪失したとき
- (2) 総代議員が同意したとき

第4章 代 議 員 総 会

第16条（種類）

本会の代議員総会は、定時代議員総会と臨時代議員総会の2種とする。

第17条（構成）

代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2. 前項の代議員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

第18条 (権限)

代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会費の額
- (2)会員の除名
- (3)理事及び監事の選任及び解任
- (4)各事業年度の事業報告並びに決算報告
- (5)予算案及び事業計画の決議
- (6)定款の変更
- (7)理事会において代議員総会に付議した事項
- (8)解散及び残余財産の処分
- (9)前各号に定めるものの他、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

第19条 (開催)

代議員総会は、定期代議員総会として毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時代議員総会を開催する。

第20条 (招集)

代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の10分の1以上を有する代議員は、会長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。

第21条 (議長)

代議員総会の議長は、会長がこの任に当たる。

第22条 (議決権)

代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

第23条 (決議)

代議員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

第24条（議決権の代理行使等）

代議員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された議事につき書面または電磁的方法をもって表決し、または他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を代議員総会ごとに本会に提出しなければならない。
- 3. 第1項の規定により議決権を行使する代議員は、前条の規定の適用については出席した代議員の員数及び議決権の数に算入する。

第25条（議事録）

代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 議事録は、議長及び出席した理事2名が記名押印の上、これを本会が保存する。

第5章 役 員

第26条（種類及び定数）

本会は、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)理事 10名以上35名以内
- (4)監事 1名以上3名以内

第27条（役員の選任）

理事及び監事は、会員の中から代議員総会において選任する。

- 2. 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名を副会長とする。会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

4. 理事及びその配偶者または三親等以内の親族その他の特殊の関係にある者である理事の合計数が理事総数の3分の1以下であることを要する。監事についても同様とする。

第28条 (名誉会長・顧問)

本会の特別の功労者を名誉会長または顧問とすることができます。名誉会長または顧問は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第29条 (理事の職務及び権限)

会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより本会の職務を行う。
3. 理事は、理事会を構成し、執行理事として法令及びこの定款で定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

第30条 (監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成するほか、理事会に出席して必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事務の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

第31条 (任期)

役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げないものとする。

2. 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお当該役員としての権利義務を有する。

第32条 (地位の喪失による退任)

役員が会員の地位を失ったときは、退任するものとする。

第33条 (役員の解任)

役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または心身の故障等特別の事情がある場合には、その任期中であっても、代議員総会の決議によって解任することができる。

第34条 (報酬等)

役員は、無報酬とする。

第35条 (損害賠償責任の一部免除)

本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

第36条 (構成)

本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第37条 (権限)

理事会は、この定款に別に定めるものほか次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 規定の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 代議員総会の議事に付すべき事項の決定

第38条 (開催)

理事会は毎年2回以上開催する。

第39条 (招集)

理事会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき及び理事または監事から要請があったときは会長が招集することができる。

2. 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

第40条 (議長)

理事会の議長は、会長または互選された理事がこれにあたる。

第41条 (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

第42条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第43条 (理事会規則)

理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 部 会

第44条 (部会の種類)

本会は、次の部会を置く。

- (1) 経専・短大の部
- (2) 臨検の部
- (3) ビジネスアカデミーの部
- (4) 高女・中学・高校の部
- (5) 小学校の部

第45条 (部会の構成)

各部会は、会員により構成する。

2. 各部会には部会の長たる1名の幹事長と2名以上の副幹事長を置く。
3. 各部会には、学年ごとに若干名の幹事を置く。

第46条 (部会の開催)

部会は各部会の構成員の発意により隨時開催し、次の活動を理事会へ報告するものとする。

- (1)会員間の消息に関する事項
- (2)部会活動
- (3)理事会への上申事項

第8章 資産及び会計

第47条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第48条 (事業計画及び収支予算)

本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の代議員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

第49条 (事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4)損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期代議員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第50条 (剰余金の処分制限)

本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

第51条 (定款の変更)

この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

第52条 (解散)

本会は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第53条 (残余財産の帰属)

本会が清算する場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、学校法人新渡戸文化学園に贈与するものとする。

第10章 事務局

第54条 (事務局の設置)

本会は、本会の事業を実施し事務を処理するため事務局を設置する。

2. 事務局には必要な人員の職員を置く。
3. 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

第55条 (理事会への委任)

この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、法令に従って理事会が別に定める。

第56条 (最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

第57条 (設立時役員等)

当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	森本 光生
設立時理事	能村 佳子
設立時理事	土田 宏子
設立時理事	榎本 良子
設立時理事	鈴木 とよ子
設立時理事	富士 ひろみ
設立時理事	五十嵐 和子
設立時理事	小栗 豊子
設立時理事	氏家 幸
設立時理事	河原 英一
設立時代表理事	森本 光生
設立時監事	伊藤 美和子

第58条 (設立時社員の氏名及び住所)

設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1. 住所 略 氏名 森本 光生
-------	---------------------

設立時社員	2. 住所 略 氏名 能村 佳子
-------	---------------------

第59条 (定款に定めのない事項)

この定款に定めのない事項は、すべて法人法、その他法令の定めるところによる。

附則

この定款は、一般社団法人新渡戸文化学園同窓会の設立登記日である平成30年4月2日から施行する。(以下 略)